

【審議事項】議案第1号 阿見町地域防災計画の一部修正について

以下の概要の通り、阿見町地域防災計画の一部修正を行う。

・令和4年3月 阿見町地域防災計画修正案の概要

1. 修正の背景

現行の阿見町地域防災計画は、東日本大震災の教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえて平成26年3月に大幅に修正し、その後も一部修正を行ってきました。

しかし、東日本大震災後も、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風など、各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っています。茨城県においても、茨城県地域防災計画を修正したほか、市町村災害廃棄物処理計画策定指針の作成などを行い、防災力の強化を推進しています。

本町においても、阿見町災害廃棄物処理計画の策定、避難所開設訓練の実施、洪水・土砂災害・地震の3種類のハザードマップの作成、阿見町国土強靱化計画の策定、県外自治体との災害時相互応援協定の締結、関係団体との災害時応援協力協定の拡充など防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図ってきました。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本町の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく、計画を修正します。

2. 修正のポイント

1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶ 避難勧告と避難指示を避難指示（警戒レベル4）に一本化し、垂直避難等による屋内安全確保が可能な居住者等を考慮して“立退き避難が必要な居住者等”を対象として発令することとした。また、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保（レベル5）」を発令することとした。
- ▶ 避難指示等の発令時に町内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを追加した。
- ▶ 従来の避難行動要支援者避難支援プランに基づいて作成する個別計画は、基本法に基づく「個別避難計画」として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供することを明記した。
また、災害が切迫し避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを追記した。

イ 水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正に伴うもの

- ▶ 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することを明記した。

2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせて、また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水、土砂災害を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。
- ▶ 震度6弱以上の地震等で被災した場合は、発災後12時間以内に、「市町村行政機能チェックリスト」により県に行政機能の確保状況を報告することを追記した。
- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請する場合は、茨城県市町村職員動員要項に基づき県に要請することを明記した。

イ 茨城県地域防災計画（以下「県計画」という。）の修正や県の調査・指針の改訂

- ▶ 鬼怒川水害の教訓を踏まえ、行方不明者の数については警察等の協力により正確な情報収集に努めることを追記した。
- ▶ 県計画に基づき、福祉避難所を開設した場合は、直ちに避難者名簿等を県に報告するほか、必要に応じてDWA Tの派遣を県に要請して支援体制を確保することを明記した。
- ▶ 茨城県地震被害想定調査（平成30年12月）を踏まえ、本町に最も大きな被害をもたらす「茨城県南部の地震」の想定被害を明記した。

3) 町の取組の反映

ア 「阿見町国土強靱化地域計画」の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる阿見町国土強靱化地域計画に基づき、国土強靱化に関することはこの計画との整合を図ることを明記した。

イ 「阿見町広域受援計画」の策定

- ▶ 阿見町広域受援計画に基づき、連絡体制、受入スペース等を確保したことを踏まえ、職員への普及、マニュアル、資機材の整備など受援体制の整備を推進することを明記した。

ウ 「阿見町地区防災計画作成マニュアル」、「阿見町防災アドバイザーの設置及び運用に関する要綱」の策定

- ▶ 阿見町地区防災計画作成マニュアル、阿見町防災アドバイザーを活用し、行政区等を対象として災害対策基本法に基づく地区防災計画の作成、地区内の居住者及び事業者等と共同して行う防災活動等を促進することを明記した。

エ 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」の作成

- ▶ 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の健康管理、発熱者等の対応、避難所の衛生管理等を適切に行うことを明記した。

オ 「阿見町大規模盛土造成地マップ」の作成

- ▶ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した阿見町大規模盛土造成地マップ（町ホームページ等で公開）を周知し、住民の防災意識を高めることを明記した。

3. 主な修正内容

【総則編】

節	修正点
第1節 計画の目的・基本方針	▶ 上位計画との関係として、国土強靱化に関することは、その指針となる阿見町国土強靱化地域計画との整合を図る旨追記した。
第2節 阿見町の災害環境	▶ 近年の気象統計により、降水量の上位の値を更新した。 ▶ 各種統計により、人口動態、上下水道の普及率等の現況を更新した。
第3節 地域の災害危険性	▶ 茨城県地震被害想定調査（平成30年12月）を踏まえ、本町に最も大きな被害をもたらす「茨城県南部の地震」の想定被害を明記した。 ▶ 霞ヶ浦洪水浸水想定区域について、想定最大規模の浸水予測を追加した。 ▶ 桜川の洪水浸水想定区域について、想定最大規模では町内の一部が浸水することを記載した。

【地震災害編】

章・節	修正点
第1章 災害予防計画	
第1節 組織と情報ネットワークの整備	▶ 阿見町広域受援計画に基づき、連絡体制等の職員への普及、資機材の整備など受援体制の整備を推進することを追記した。 ▶ 基本計画に基づき、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化支援計画の策定を促進することを追記した。 ▶ 阿見町地区防災計画作成マニュアルを活用し、行政区等を対象とした地区防災計画の作成を促進することを追記した。
第2節 地震に強いまちづくり	▶ 基本計画を踏まえ、指定避難所が指定管理施設の場合には指定管理者との役割分担等を定めておくことを明記した。 ▶ 基本計画を踏まえ、指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用することなどを追記した。 ▶ 大規模盛土造成地の位置等を示した阿見町大規模盛土造成地マップを周知し、防災意識を高めることを追記した。
第3節 地震被害軽減への備え	▶ 茨城県地震被害想定調査による想定避難者数を踏まえ、食料の備蓄目標量を修正した。 ▶ 基本計画に基づき、住民等の備蓄は最低3日分、推奨1週間以上に修正した。

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 茨城県被災者生活再建支援システムを導入したことを踏まえ、システム操作、被害調査等の各種研修に職員を参加させることを追記した。 ▶ 避難行動要支援者避難支援プランの個別計画は基本法による個別避難計画として整備、運用することを追記した。
第2章 災害応急対策計画	
第2節 情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 罹災証明書等の交付、被災者台帳の作成等は、茨城県被災者生活再建支援システムを活用することを追記した。 ▶ 基本計画を踏まえ、住家被害認定調査は、状況に応じて航空写真、応急危険度判定結果等を活用することを明記した。 ▶ 県計画に基づき、行方不明者の数については警察等の協力により正確な情報収集に努めることを追記した。
第3節 応援・派遣	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム、対口支援チームの派遣を要する場合は県に要請することを明記した。 ▶ 応援部隊の活動拠点を阿見ゴルフクラブから本庁舎などに変更した。 ▶ 阿見町広域受援計画に基づき、応援者を円滑に誘導するため、必要に応じてインター・チェンジに情報提供所の設置、誘導班の配置を行うことを追記した。
第4節 被害軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本法を踏まえ、避難準備情報を高齢者等避難に変更した。また、避難勧告と避難指示を避難指示に一本化したほか、災害が切迫している場合の緊急安全確保を追加した。 ▶ 基本法により、避難指示等の立退き先を町内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合は、当市町村長と協議して広域避難を実施することを明記した。 ▶ 心の健康相談、巡回診療などにはD P A Tの派遣を要請することを明記した。 ▶ 県計画に基づき、緊急輸送道路の啓開に当たっては2車線を確保することを原則とし、待避所や代替路の確保を行うことを追記した。 ▶ また、被災地から一定区域内へ進行する一般車両等の通行を禁止、制限することを追記した。
第5節 被災者生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の健康管理、発熱者等の対応、避難所の衛生管理等を適切に行うことを追記した。 ▶ 県計画に基づき、福祉避難所を開設した場合は、直ちに避難者名簿等を県に報告するほか、必要に応じてD W A T

	の派遣を県に要請して支援体制を確保することを明記した。
第7節 応急復旧・事後処理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電力施設等の復旧に当たっては、道路被害情報等の共有、道路復旧等との連携を図るほか、重要施設への電源車の派遣等を行うことを明記した。 ▶ 阿見町災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場候補施設に、竹来最終処分場跡地、さくらクリーンセンターを追加した。 ▶ 県計画を踏まえ、災害廃棄物処理の応援を要する場合は、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会、（一社）茨城県環境保全協会との協定を活用することを追記した。
第3章 災害復旧・復興計画	
第1節 被災者生活の安定化	▶ 被災者生活再建支援法による支援金の対象とならない世帯には茨城県被災者生活再建支援補助事業、阿見町被災者生活再建支援金支給要綱による支援金を支給することを追記した。
第2節 被災施設の復旧	▶ 大規模災害復興法により、特定大規模災害等の場合、町の要請及び地域の状況を勘案して県が町の復旧工事を代行することを追記した。
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	
はじめに【新設】	▶ 東海地震関連情報の発表が行われなくなったこと、新たに南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたこと、今後、「東海地震事前対策」を「南海トラフ地震事前対策」へ移行する予定であることを踏まえ、暫定措置として、東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替えて南海トラフ地震関連情報発表時の対応をとることを追記した。

【風水害編】

章・節	修正点
第1章 災害予防計画	
第1節 治水計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防法を踏まえ、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画を作成することを明記した。 ▶ 基本計画を踏まえ、河川管理者から中小河川の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として住民等に周知することを追記した。 ▶ 水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、霞ヶ浦流域や県南ブロックの減災協議会が作成した大規模な洪水氾濫に対する円滑な避難や水防活動等に関する取組方針を推進することを追記した。

第2節 土砂災害防止計画	▶土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成等を促進することを追記した。
第9節 防災知識の普及	▶住民等への普及事項に、5段階の警戒レベル、「早期の立退き避難が必要な区域」、ペット同行避難への準備などを追加した。 ▶普及啓発の手段に、マイ・タイムラインや災害・避難カードの作成などの住民参加型ワークショップの開催を追加した。
第2章 災害応急対策計画	
第3節 気象情報等の収集・伝達	▶避難情報ガイドラインの改訂を踏まえ、防災気象情報と警戒レベルの関連付けやキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等に関する記載を追記した。
第11節 避難対策	▶基本法の改正及び避難情報ガイドラインの改訂を踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、立退き避難、屋内安全確保の意味、住民等がとるべき行動を明記した。 ▶避難情報ガイドラインの改訂を踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を修正した。
第28節 ライフライン施設の応急復旧	▶令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、電力復旧に当たっては、被災原因や復旧に影響する倒木や道路被害の情報共有、道路管理者との調整を行うほか、重要施設への電源車の派遣等を要請することを追記した。

【大規模事故災害編】

章	修正点
第1章 航空機災害対策計画	▶県計画を踏まえ、航空災害等発見者の通報先の一つである成田空港事務所を百里空港事務所に修正した。
第2章 道路災害対策計画	▶県計画を踏まえ、道路管理者は、道路パトロール等で異常を迅速に発見する体制や異常発見時の道路利用者への迅速な情報提供体制を整備することを追記した。
第3章 危険物等災害対策計画	▶危険物等の貯蔵・取扱者は、危険物等の大量流出時の備えとして流出油防除資機材、消火用資機材、防災薬剤等の整備に努めることを追記した。 ▶毒劇物の事故が発生した場合、警察署、保健所等にも通報することを追記した。
第7章 鉄道災害対策計画	▶県計画を踏まえ、鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防本部との連携の強化に努めることを追記した。

【資料編】

資料	修正点
資料15 罹災証明書	▶内閣府統一の様式に修正した。
資料16 被災証明書	▶従来の「被災届出証明書」、「被害証明書」、「被災証明書」の取り扱いについて整理し、「資料16 被災証明書」へと様式を統合した。
資料27 阿見町防災アドバイザーの設置及び運用に関する要綱	▶「防災アドバイザーの設置及び運用に関する要綱」を追記した。
資料28 防災関係計画・マニュアル一覧	▶町がこれまでに策定した防災関係計画・マニュアルの一覧表を追記した。
その他資料	▶各種条例・様式・一覧や町災害対策本部組織を最新の状態に更新した。